令和3年度 市民協働事業提案制度募集要領

応募資格

- ・市内に拠点を持つ構成員5人以上の団体であること(企業を含む)。
- ・団体の定款や規約、会則等の定めがあること。
- ・設立後1年以上であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

令和4年度 市民協働事業提案制度募集要領(案)

応募資格

- ・市内に拠点を持つ構成員5人以上の団体であること(企業を含む)。
- ・団体の定款や規約、会則等の定めがあること。
- ・団体の設立後1年以上であること。
- ・団体で提案事業に関連する活動を1年以上行っていること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。